令和5年度福岡県包括外部監査報告書(概要版)

福岡県包括外部監査人 諏訪原 功一郎

1. 包括外部監査の概要

項目	内容
監査テーマ	公社等外郭団体に係る財務事務の執行及び経営管理の状況について
対象期間	原則として令和4年度(令和4年4月1日から令和5年3月31日ま
	で)を対象としている。必要に応じて、左記以外の期間(令和5年度お
	よび令和3年度以前)も対象としている。
テーマの選定	福岡県では、①県が基本財産の50%以上出資または出捐している団
理由	体、②25%以上の出資または出捐している団体で県の出資割合が最大で
	ありかつ補助金等の財政支出を行う団体および③その他県の行政と密接
	な関連を有し、適切な指導が必要な団体を福岡県の公社等外郭団体と位
	置付けられている。県はこのような公社等外郭団体に人的または財政的
	支援を行い、一体となって施策を進めているものと推察される。
	また、「福岡県公社等外郭団体の設立及び運営に関する指導要綱(以
	下、「指導要綱」という。)」に基づき、必要な範囲において、公社等外
	郭団体より業務状況の報告を受け、または、実地調査を行うなどの運営
	指導が行われ一定の成果が挙がっていると考える。
	「福岡県行政改革審議会答申」を踏まえたうえで、令和4年3月に策
	定された「福岡県行政改革大綱」には、公社等外郭団体の適正な運営の
	確保が謳われており、県政として関心のある事項の一つと考えられる。
	一方で、「福岡県財政改革プラン 2022」によれば、高齢化の進行によ
	る社会保障費の増大や新型コロナウイルス感染症対策による財政調整基
	金等三基金の取崩し等もあり県の財政は厳しさを増しており財政改革が
	必要であることが記載されている。
	このような状況下で、大部分が、県からの出資、出捐、補助金および
	委託費等により運営が行われている公社等外郭団体について、財務事務
	の執行を検討し、また、効率的な運営や自立した運営を行うため、どの
	ように経営管理を行っているのかを検討することは意義があるものと考
	え、特定の事件(テーマ)として選定を行った。
監査の視点	ア. 県の指導、監督、助言等について
	県(制度所管部署:行政経営企画課が行う担当課への指導等も含

む) の公社等外郭団体への指導、監督、助言等を行う体制は適切に整 備され、有効に機能しているか。 イ. 県の人的支援・財政支出等について 県の人的支援、財政支出等は妥当であるか。 ウ. 監査対象とした委託料、補助金及び貸付金について 監査対象とした委託料、補助金及び貸付金の執行管理は適切に行わ れているか。 エ. 公社等外郭団体におけるガバナンスについて 公社等外郭団体におけるガバナンス体制は、適切に整備され運用さ れているか。 オ. 会計処理及び資産管理等について 公社等外郭団体の会計処理は、一般に公正妥当な会計基準(各団体 に沿った) に従っているか。資産管理等に関する規程等は適切に整備 され運用されているか。 カ. 過年度に実施された包括外部監査の指摘事項・意見の改善状況につ いて (該当ある場合) 過年度に実施された包括外部監査の指摘事項や意見に対する措置等 は適切に行われ改善されているか。 監査の方法 ① 公社等外郭団体の概要について、所管課に対してヒアリングを行 い、関係資料等も閲覧した。 ② 公社等外郭団体への県の財政的な支出について、所管課保管の書類 (実績報告書等) の閲覧を行い、その後ヒアリングを行った。 ③ 公社等外郭団体へ現地視察等を行い、施設の視察等を行った。 ④ 公社等外郭団体を訪問し、会計資料、固定資産台帳等を閲覧した。 ⑤ 過年度の包括外部監査等で指摘された項目等のその後の改善状況等 に関して確認した。 監査の対象部 企画・地域振興部、人づくり・県民生活部、保険医療介護部、福祉労働 局 部、環境部、商工部、農林水産部、県土整備部、建築都市部及び教育庁 監查実施者 包括外部監査人 諏訪原功一郎 包括外部監查人補助者 公認会計士5名 公認会計士試験合格者1名

弁護士1名

2. 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見の概要

当報告書では、「指摘事項」と「意見」は、次のように定義している。

「指摘事項」現在の法令等(法律、条令、規則等)に照らして、合規制や正確性に大きな問題がある。または、それと同等の問題があると監査人が判断した事項。

「意 見」経済性、効率性及び有効性等の観点から、監査の過程において、監査人 が改善の提案として記載する事項。

(1) 監査の結果及び意見の件数

	監査の視点	指摘事項	意見		
総	総合意見				
	ア. 県の指導、監督、助言等について	0	1		
	イ. 県の人的支援・財政支出等について	0	0		
	ウ. 監査対象とした委託料、補助金及び貸付金について	0	0		
	エ. 公社等におけるガバナンスについて	0	0		
	オ. 会計処理及び資産管理等について	0	0		
	カ. 過年度に実施された包括外部監査の指摘事項・意見の改善状況について	0	0		
	小計	0	1		
各	計論				
	ア. 県の指導、監督、助言等について	0	5		
	イ. 県の人的支援・財政支出等について	0	3		
	ウ. 監査対象とした委託料、補助金及び貸付金について	2	11		
	エ. 公社等におけるガバナンスについて	3	9		
	オ. 会計処理及び資産管理等について	1	22		
	カ. 過年度に実施された包括外部監査の指摘事項・意見の改善状況について	0	0		
	小計	6	50		
	合計 6				

(2) 監査の結果及び意見の一覧

指摘事項及び意見の内容	概要版頁	
1日间芋須及い息元ッパ1日		意見
総合意見		
【総合意見】公社等外郭団体等への県の関与状況について		P 7
(公財) 福岡県国際交流センター		
【意見1】中期経営目標について		P 8
【指摘事項1】決裁手続きについて	P 8	
【意見2】福岡県国際交流センター事業補助金交付要綱について		P 9
【意見3】固定資産の減価償却について		P 9
【意見4】固定資産の事業区分について		P10
【意見5】固定資産の実地棚卸について		P10
(公財) アクロス福岡	'	
【意見6】福岡シンフォニーホールリニューアルオープン記念 特別広報に係る随意契約の決裁手続きについて		P10
(公財) 福岡県スポーツ推進基金		
【意見7】令和5年度トップアスリート育成助成金における係 数の適用について		P11
【指摘事項2】トップアスリート育成助成金の状況報告について	P12	
【意見8】トップアスリート育成助成金の助成活動等の公開について		P12
【意見9】パラアスリート助成金の帯同者の経費内容について		P12
【意見10】パラアスリート助成金の経費の証拠書類について		P13
(公財) 福岡県生活衛生営業指導センター		
【意見 11】中期経営計画に係る運営指導について		P14
【意見 12】事業別収支の把握について		P14
【指摘事項3】福岡県生活衛生営業振興事業補助金に係る支出 額の確認の強化について	P15	
【意見 13】福岡県生活衛生営業振興事業補助金に係る間接補助 について		P15
【意見 14】福岡県生活衛生営業指導事業費補助金に係る支出額 の確認の強化について		P16
【意見 15】株式会社日本政策金融公庫融資に係る知事の推薦事務委託に係る支出額の確認の強化について		P16
【意見 16】監事監査の有効性について		P17
【意見 17】福岡県生活衛生営業振興事業補助金に係る支出内容 の妥当性について		P17
【意見 18】パソコン購入に係る資産計上について		P18

指摘事項及び意見の内容	指摘事項	意見		
(社福)福岡県厚生事業団				
【意見 19】中期経営計画に考慮すべき事項について		P19		
【意見 20】徴収不能引当金の財務諸表上の表示と規程の相違に ついて		P19		
(公財) 福岡県リサイクル総合研究事業化センター				
【意見21】中期経営計画に係る運営指導について		P20		
【意見22】事業別収支の把握について		P20		
【意見 23】リサイクル総合研究事業化センターの実証試験地に ついて		P21		
【意見 24】プラスチック再資源化促進業務における仕様書について		P22		
【意見 25】プラスチック再資源化促進業務の再委託に係る慎重 な検討について		P22		
【意見 26】プラスチック再資源化促進業務に係る支出額の検査 方法の体制構築について		P23		
【意見 27】福岡県リサイクル総合研究事業化センター業務に係 る支出額の検査方法の体制構築について		P24		
【意見28】固定資産の管理体制の強化について		P25		
(公財)福岡県産業・科学技術振興財団				
【意見29】消費税精算の会計処理について		P25		
【意見30】消費税計上の科目の統一について		P25		
【意見31】消費税計上に係る過年度損益修正について		P26		
(公財) 水素エネルギー製品研究試験センター				
【意見32】派遣職員に係る人選について		P26		
【意見33】監事体制の強化について		P27		
(公財)福岡県農業振興推進機構				
【意見34】未収入金の貸倒れリスクへの対応について		P28		
(公財) 福岡県水源の森基金				
【指摘事項4】決裁手続きについて	P28			
【意見35】固定資産の現物照合について		P29		
【意見 36】会計方針 (棚卸資産の評価基準および評価方法) につ いて		P30		
【意見37】貯蔵品の計上について		P31		

指摘事項及び意見の内容	指摘事項	意見	
(公財) 福岡県下水道管理センター			
【意見38】決算書類の開示時期について		P31	
【意見 39】満期保有目的の有価証券の注記表における時価表示 について		P31	
福岡県住宅供給公社			
【意見40】監事監査の重要性について		P32	
【意見 41】評議員会運営について		P33	
【意見 42】評議員会における諮問事項と開催状況について		P33	
(公財)福岡県教育文化奨学財団			
【意見 43】高等学校奨学金(在学募集)の広報について		P34	
【指摘事項5】会計監査人の登記について	P35		
【意見44】会計監査人との監査契約について		P35	
【意見 45】勘定科目の相違について		P35	
【意見 46】改正後の公益法人会計基準を適用していないことに ついて		P35	
【意見 47】共通に発生している経費等の配布について		P36	
【指摘事項6】本部における小口現金出納帳の記載について	P37		
【意見 48】福岡支所における固定資産管理について		P38	
【意見 49】本部における固定資産管理資料について		P38	
【意見 50】本部における貯蔵品の現物確認について		P38	

3. 外郭団体別の監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

1) (総合意見) 監査の結果及び意見

項目	【総合意見】公社等外郭団体等への県の関与状況について 本編 P16			
現状	県は、指導要綱第6条において、次のとおり、公社等外郭団体に対する運			
	営指導に係る留意事項を定めている。			
	(運営指導に係る留意事項)			
	第6条 所管部長は、常に公社等外郭団体の運営状況を把握し、次の事項に留			
	意して、公社等外郭団体の運営指導を行わなければならない。			
	(1) 公社等外郭団体の再編整備			
	(2) 公社等外郭団体の事業運営			
	(3) 公社等外郭団体の組織の簡素・効率化及び役職員の適正配置			
	(4) 中期経営計画等の策定			
	(5) 情報公開			
	(業務状況の報告及び実地調査)			
	第8条 所管部長は、必要があると認めるときは、公社等外郭団体に対し、			
	報告や資料の提出を求め、又はその職員をして実地に調査させるものとす			
	る。			
	上記のように、所管部長は、公社等外郭団体に対して常に運営状況を把握			
	し、運営指導を行わなければならない。また、必要と認めるときは、公社等			
	外郭団体に対する報告や資料の提出を求め、職員に実地調査を命令すること			
	もできる。このような対処を適時に行うには、情報の収集等が必要となる。			
	県は職員が公社等外郭団体等の評議員等に就任していることも多く、年に数			
	回開催される、評議員会等に出席するために訪問することで相談等の業務も			
	行っている。そのため、特に第8条の報告等を求めたり、実地調査を行った			
	りすることは少ない。			
指摘事	今回の報告書において記載している決裁文書の訂正の事案等は、実地調査			
項、も	等を行い、例えば、決裁文書を閲覧等するといったことを行えば、容易に決			
しくは	裁を完了した後の決裁文書を訂正していることが把握できた可能性は高いと			
意見	考える。			
	そのため、より適正な団体運営を行っていくという観点から、報告・訪問			
	等の頻度を上げる等の検討を行うことが望ましいと考える。			

2) (各論) 監査の結果及び意見

(1) 公益財団法人福岡県国際交流センター

項目	【意見1】中期経営目標について	本編	P20
現状	中期経営目標シートの改善目標は、5年ごとに5か年分の	目標を設	定して
	おり、直近では、令和4年度から令和8年度の経営目標を設	定してい	る。中
	期経営目標シートの改善目標のうち、少なくとも目標初年度	である令	和4年
	度の財務会計部分と法人の令和4年度の収支予算書の整合性	が取れて	いるべ
	きだが、収支予算書策定の際に改善目標が考慮されていなか	った。	
指摘事	中期経営目標は、福岡県行政改革大綱(令和4年3月)に	基づき、	団体の
項、も	効果的・効率的な運営を促進し、経営状況の一層の明確化、	透明性の	確保を
しくは	図るために設定されており、中期経営目標の達成状況の点検	を実施し	、団体
意見	における改革のフォローアップを行っていくことになってい	る。その	ため、
	中期経営目標として設定したものについては、各年度の計画	にも反映	させる
	ことが望ましいと考える。		

項目	【指摘事項1】決裁手続きについて	本編	P21
現状	決裁手続きが完了した後に、起案者の押印を付して決裁日の訂正が行われ		
	ている事案が2件あった。		
	(事例1)		
	当初、(A)及び(C)の決裁を行った後に、(B)の決裁	が必要で	あった
	ことが分かり、当該決裁を後日(1月25日)行っているが、	その際、	起案者
	が決裁日付を1月16日に訂正していた。		
	(事例2)		
	当初決裁を令和4年4月26日に行った後に、起案者が決裁	战日付を令	和4年
	4月8日に訂正していた。		
指摘事	決裁とは、起案・申請された内容に関して、決裁権者によ	り、最終	的な判
項、も	断を下すものであり、組織・団体の意思決定プロセスを表し	ている。	
しくは	団体は、文書管理規程第13条第4項(起案文中の金額その	の他重要な	:箇所を
意見	訂正したときは、その箇所に押印するものとする。) に従い言	丁正を行っ	っている
	が、第4項の「起案文中」に、決裁後の文書も該当すると考	えるのは	、厳格
	であるはずの決裁手続きが意味のないものとなってしまう危	険性があ	る。
	また、第4項において訂正できる者が特定されていないた	め、本事	案のよ

うに、起案者が決裁権者の承認を経ることなく起案内容の修正を行うことが 可能であり、適切でないと考える。

以上のような点から、決裁手続きを行った後に訂正の必要性が生じた場合には、修正を行うための決裁文書を起案し、当初の決裁権者まで改めて決裁を経るべきである。

また、上記の文書管理規程の訂正の箇所(第13条第4項)は、「決裁後の 文書に関しては該当しない」等の除外規定を作成する等の改善を要するもの と考える。

項目	【意見2】福岡県国際交流センター事業補助金交付要綱に	本編	P23
	ついて		
現状	福岡県国際交流センター事業補助金交付要綱別表(第2条	関係)で	は、交
	際費を「移住記念周年事業、県人会世界大会、友好提携記念」	周年事業	等の不
	定期に実施する事業」に係るものに限定しており、手土産等	の「その	他の交
	際費」を消耗品費に含めて規定している。		
指摘事	会計上は、消耗品費に含めて処理している「その他の交際	費」につ	いて
項、も	も、交際費に含めて処理すべきである。そのため、「その他の交際費」につい		
しくは	ては、当該交付要綱の記載文言を消耗品費ではなく、交際費として表示すべ		
意見	きである。		
	交際費と消耗品費は、会計規程では、金額区分および決裁	権限者が	異なる
	ため、明確に区分すべきである。		

項目	【意見3】固定資産の減価償却について	本編	P24
現状	固定資産の減価償却について、支払日を起点に算出してい	るため、	減価償
	却費の計上が足りていないケースがあった。		
指摘事	固定資産の減価償却は、事業の用に供した日を起点に算出	すべきで	ある。
項、も	「事業の用に供した日」とは、一般的にはその減価償却資産	のもつ属	性に従
しくは	って本来の目的のために使用を開始するに至った日をいう。	事業の用	に供し
意見	た日は、取得日や支払日と一致することもあるが、異なる場	合も多い	ため、
	事業の用に供した日を必ず確認し、正確な減価償却費を計上	すること	が望ま
	しい。		

項目	【意見4】固定資産の事業区分について	本編	P25
現状	固定資産(什器備品)が所属する事業会計について、適用誤りがあった。		
	収益事業会計で什器備品を取得し使用していたが、その後、	公益目的	事業会
	計で使用するように所属変更されていたが、会計上は、所属	する事業	会計を
	変更していなかった。		
指摘事	固定資産を取得して、その後、所属する事業会計を変更す	る場合は	、それ
項、も	に伴って、会計上も計上される関連損益である減価償却費は	所属変更	先の事
しくは	業会計にて計上されるのが望ましいと考える。		
意見			

項目	【意見5】固定資産の実地棚卸について	本篇	P25
現状	固定資産の実地棚卸の状況を確認したところ、令和3年度は目視による実		
	施、令和4年度は写真を撮影して固定資産台帳に貼っていた	が、棚卸	対象
	日、棚卸実施日、棚卸実施者等は記載されておらず、実施棚	卸を行っ	た証跡
	の保存が不十分であった。		
	なお、固定資産には、管理シールが貼付されており、固定資産台帳にて管		
	理されていた。		
指摘事	実際に、実地棚卸を実施してもその証跡が無ければ、業務	を行った	か否か
項、も	が判別できず、後日、二重に実施してしまう可能性もある。	また、責	任の所
しくは	在も不明となり、管理上、不十分である。		
意見	そのため、今後は、固定資産台帳に実地棚卸をした記録(棚卸実施	日、棚
	卸実施者等)を残し証跡を保存することが望ましいと考える。	o	

(2) 公益財団法人アクロス福岡

項目	【意見6】福岡シンフォニーホールリニューアルオープン	本編	P29
	記念特別広報に係る随意契約の決裁手続きについて		
現状	アクロス福岡は、福岡シンフォニーホールリニューアルオ	ープンの	際に、
	新聞広告を媒体とした記念特別広報に関する業務委託につい	て、契約	の性質
	又は目的が競争入札に適さないとして一者による随意契約を	行ってお	り、記
	念特別広報の契約金額として受託事業者に 385 万円を支払っ	ていた。	

指摘事項、もしくは意見

随意契約を行うには、財団の会計規則第42条第2項各号のいずれか理由を付して二社以上から見積書を徴し、決裁を受ける必要がある。また、二者以上からの見積書の徴収を省略する際には、同じく会計規則第44条第2項各号のいずれかの理由を付して決裁を受ける必要がある。すなわち、契約に際して本業務委託を実施可能な事業者が一者しかいないことを示す必要がある。受託事業者は本業務委託の実施に際して、九州でのシェアも広く記念特別広報の新聞広告として効果的であると考えられるが、受託事業者の実績を一者による随意契約を行う理由としており、検討が不十分であると考えられる。したがって、財団は、指名競争入札による契約を行わずに随意契約による

したがって、財団は、指名競争入札による契約を行わずに随意契約による際の理由を検討する場合には、本業務の実施に際して、契約の性質又は目的が競争入札に適さないかを慎重に検討する必要があると思われる。

(3) 公益財団法人福岡県スポーツ推進基金

項目	【意見7】令和5年度トップアスリート育成助成金におけ	本編	P35
	る係数の適用について		
現状	トップアスリート育成助成金は、令和4年度までは上限額	を支給し	ていた
	が、申請者数と予算額との関係から令和5年度より評価基準	を設けて	助成金
	額を申請者ごとに算定することとなった。当該評価基準にお	いては、	トップ
	アスリート活動助成実施要綱記載の助成対象者の要件である	、「原則と	こして、
	主に福岡県内で競技活動をしていること」から大幅に外れる	「県内で	は活動
	していない」申請者にも係数(0.8)を乗じることで助成の対	対象として	こいる。
	令和5年度トップアスリート育成助成金審査委員会において	、事務局	は①申
	請内容等のヒアリングを実施し、基準を満たしていることを	確認して	いるこ
	と及び②県外活動期間に応じて係数を乗じて決定額に差をつ	けている	ことの
	2点を説明しているが、議事録を閲覧したところ、この2名	について	も特に
	触れることなく満場一致をもって事務局原案のとおり承認さ	れている。	0
指摘事	要件の原則「原則として、主に福岡県内で競技活動を継続	している	こと」
項、も	から大幅に外れる場合には、審査委員会での入念な審査を促	すため、	審査委
しくは	員会への注意喚起が必要と考える。		
意見	また、競技の特殊性から活動拠点が県外にも関わらず、係	数を乗じ	ていな
	い申請者は1名であった。この場合も同様の措置が必要と考	える。	

項目	【指摘事項2】トップアスリート育成助成金の状況報告に	本編	P36
	ついて		
現状	トップアスリート育成助成金交付要綱第 11 条によれば、助	力成決定者	首は、9
	月 30 日までの助成活動の遂行状況について、10 月 10 日まで	に状況報	告書を
	理事長に提出しなければならないと規定されている。しかし	、状況報	告書を
	確認したところ、期限後に提出されている報告書が2件あっ	た。	
指摘事	状況報告書の期限内の提出は助成決定者の義務であること	から、当	財団と
項、も	しては期限前に提出期限の連絡を行っているが、助成決定者	が要綱を	遵守す
しくは	るようより強く指導することが望まれる。なお、トップアス	リート育	成助成
意見	金交付要綱に違反した場合には、当財団理事長は、交付の決	定の全部	若しく
	は一部を取り消し、又は変更することができる(トップアス	リート育	成助成
	金交付要綱第 17 条第 1 項第 5 号)ので、重大な違反(複数回	回繰り返す	一等) の
	者には、交付の取り消し等の措置も考える必要がある。		

項目	【意見8】トップアスリート育成助成金の助成活動等の公	本篇	P37
	開について		
現状	当財団は、助成決定者が要綱第24条第1項(助成決定者に	は、助成活	5動の実
	施状況及び実施結果並びに助成金の使途に関する情報を公開	するもの	とす
	る。) に従った情報公開を行っていることを、網羅的には確認	思していた	とい。
指摘事	上記条文に基づく情報公開は助成決定者の義務であること	から、助	成決定
項、も	者が要綱を遵守するよう指導することが必要かどうかを把握	するため	、公開
しくは	状況を網羅的に確認することが必要である。さらに、情報の	公開が不	十分で
意見	ある助成決定者に対しては、適切な情報公開を促すことで助	成決定者	が要綱
	を遵守するよう、指導することが必要である。		

項目	【意見9】パラアスリート助成金の帯同者の経費内容につ	本編	P37
	いて		
現状	パラアスリート助成金に関して、需用費助成として、1名	の帯同者	に昼食
	代や夕食代の交付を行っている。手引きにおいて弁当などを	具体例と	して挙
	げているが、コンディショニング維持は、帯同内容によって	は帯同者	への助
	成として適切な場合もあるものの、原則としては選手にとっ	てのもの	ではな
	いだろうか。当該帯同者の食事代をコンディショニング維持	のためと	して交

	付することには疑問が生じる。
	また、需用費助成として、複数の帯同者にボール等の消耗品費の交付を行
	っている。ボール等の消耗品費は、選手がコーチと伴に練習する際に必要な
	需用費であって、選手が主体となり使用することから選手のみが交付を受け
	るべき費用であると考える。このように考えることが、内訳としては需用費
	のみに上限を設けている(原則として助成額の3割)趣旨にも合致するので
	はないか。なお、帯同者がコーチではなく、ボール等を使用することが通常
	考えられない帯同者に対し、ボール等の需用費を交付している例もあった。
	同様に、使用料及び賃借料助成として、帯同者に練習場の使用料の交付を行
	っている。練習場は選手が主体として使用するものであることから、選手の
	みが交付を受けるべき費用であると考える。使用料及び賃借料については内
	訳としては上限を設けていないものの、総額としては上限を設けている。選
	手でも帯同者でも、どちらでも助成を行うのであれば、総額としての上限が
	2倍となってしまう。
指摘事	帯同者に対する助成は、選手と同一の内容であれば必ずしも交付が適切で
項、も	あるとは言えない場合があることから、より慎重な判断を行うことが望まし
しくは	いと考える。
意見	

項目	【意見10】パラアスリート助成金の経費の証拠書類につい	本編	P38
	て		
現状	福岡県パラアスリート助成金の手引きにおいては、旅費の	証拠書類	とし
	て、旅費支給額の根拠となる書類(運賃兼索システムのコピ	一等) と	したう
	えで、宿泊や航空運賃の場合には例外として領収書等が必要	であると	してい
	る。しかしながら、新幹線に乗車した場合はこのような例外	の扱いと	はなっ
	ておらず、領収書の確認を行っていない。		
指摘事	新幹線に乗車する場合、高額になる可能性もあり、行先に	よっては	、宿泊
項、も	費を超える支出となることもあることから、領収書の確認を	すること	が望ま
しくは	しいと考える		
意見			

(4) 公益財団法人福岡県生活衛生営業指導センター

項目	【意見 11】中期経営計画に係る運営指導について 本編	P43
現状	県は、指導要綱第6条第4項において、中期経営計画の作成について2	公社
	等外郭団体に運営指導を行うこととしている。県に対して、生活衛生営業	業指
	導センターが策定した中期経営計画の提出を依頼したところ、中期経営日	目標
	シートの提出を受けた。この中期経営目標シートは、公社等外郭団体の経	圣営
	評価シートと様式が類似しており、「改善に向けた取り組みの方向性」「改善に向けた取り組みの方向性」「改善に向けた取り組みの方向性」「改善に向けた取り組みの方向性」「改善に向けた取り組みの方向性」「改善に対している。」	收善
	目標としての指標」等の様式は、経営評価シートと同一となっている。	
	このため、生活衛生営業指導センターに対して、中期経営計画について	て質
	問したところ、中期経営目標シート以外に独自で定めた中期経営計画は無	無
	く、また、中期経営目標シートについては、理事会で審議の上決定してい	ハる
	ものではない、とのことである。	
指摘事	一般的に、中期経営計画とは、団体が経営方針等を定め、中期的に目打	旨す
項、も	達成すべき目標、その目標のために取り組むべき実施事項等を記載した重	重要
しくは	な計画である。このため、団体の最高意思決定機関で中期経営計画の内容	容を
意見	審議し決定することは言うまでもない。	
	よって、県は、中期経営計画の策定について、団体の最高意思決定機関	関で
	ある理事会の審議を経ること等の策定方法について運営指導を強化するこ	こと
	が望ましいと考える。	

項目	【意見 12】事業別収支の把握について	本編	P44
現状	生活衛生営業指導センターは、生活衛生営業指導事業等様	々な事業	を実施
	している。当該事業の実施に係る財源の多くは県からの補助	金及び委	託料で
	ある。県に対して、令和4年度の経営状況において、生活衛	生営業指	導セン
	ターが行っている各事業における勘定科目毎の収支状況、す	なわち各	事業で
	人件費や委託料等の各勘定科目別の支出がどの程度発生して	いるかに	ついて
	質問したところ、当該事業別の収支は把握していないとのこ	とであっ	た。
指摘事	上記のように、特定の事業のコストが過剰に生じていない	かといっ	た事業
項、も	別収支の観点からの問題点の把握はされていない。		
しくは	県は、生活衛生営業指導センターに対して事業別の収支の	報告を求	め、事
意見	業報告の内容と照らし合わせることにより、事業別収支の観	点から問	題等が
	生じていないか検討することが望ましいと考える。		

項目	【指摘事項3】福岡県生活衛生営業振興事業補助金に係る	本編	P45
	支出額の確認の強化について		
現状	福岡県生活衛生営業振興事業補助金に係る実績報告書を閲覧	したと	ころ、
	補助金額定額は24,010,000円であった。このうち人件費7,762	2,000 円]、各生
	活衛生同業組合に対する助成 14,680,000 円、分野調整事業 200), 000 円]等の金
	額について、県に対して、具体的な内容確認、原始証憑との整	合性の	確認、
	人件費については賃金台帳との整合性の確認等を質問したとこ	ろ、提品	出され
	た書類の内容確認は行っているが、原始証憑や賃金台帳等との	整合性的	確認ま
	では実施していないとのことであった。		
	また、生活衛生営業指導センターに対して、分野調整事業 20	00,000	円の内
	容確認を行ったところ、当該金額は予算見積額であり、誤って	県へ実	漬額と
	して報告していたとのことであった。		
指摘事	補助金は実施された事業の実績に基づき交付されるものであ	り、支持	出額に
項、も	ついて具体的な確認等を実施していない場合は、補助金額の正確	確性に	疑念が
しくは	生じかねない。実際に、本監査では分野調整事業 200,000 円が	誤りでは	あるこ
意見	とが発見された。		
	よって、県は、本補助金に係る支出額の確認の強化を図る必要	要があん	る。具
	体的には、支出額のうち重要な科目について、具体的な内容を	詳細に	把握す
	る、原始証憑との整合性を確かめる等が考えられる。なお、誤	りが発	見され
	た分野調整事業200,000円については、改めて内容把握を行い、	、必要は	に応じ
	て補助金額の返還等を検討する必要がある。		

項目	【意見 13】福岡県生活衛生営業振興事業補助金に係る間接	本編	P46
	補助について		
現状	福岡県生活衛生営業振興事業補助金に係る実績報告書を閲	覧したと	ころ、
	各生活衛生同業組合生活同業組合に対する助成 14,680,000 円	月が交付さ	れてい
	る。当該助成は、県から生活衛生営業指導センターに対して	補助金が	交付さ
	れ、その後、生活衛生営業指導センターは、当該補助金を財	源に、理	容生活
	衛生同業組合、美容生活衛生同業組合等の合計 14 の生活衛生	三同業組合	に対し
	て助成を行っている。すなわち、福岡県生活衛生営業振興事	業補助金	は、生
	活衛生営業指導センターを介して各生活衛生同業組合に対し	て助成が	行われ
	る間接補助の性質を有している。		
	このため、県に対して、間接補助を行う場合の生活衛生営	業指導セ	ンター
	が従うべき助成に関する規程等を質問したところ、具体的な	助成規程	等は生

	活衛生営業指導センターに任せており、県は詳細には把握していないとのこ
	とである。
指摘事	間接補助が実施される場合、1次的に補助を行う県からは最終的に助成を
項、も	受けた団体における資金の管理、事業の実施状況が把握し辛く、また、不正
しくは	等が生じる可能性を否定できない。
意見	よって、県は、生活衛生営業指導センターが助成を実施する際に従うべき
	規程等について現状把握を行うとともに、適切な補助事業が実施されるよう
	に、同規程等の策定について指導を行うことが望ましいと考える。

項目	【意見 14】福岡県生活衛生営業指導事業費補助金に係る支	本編	P46	
	出額の確認の強化について			
現状	福岡県生活衛生営業指導事業費補助金に係る実績報告書を	閲覧した	とこ	
	ろ、補助金額定額は22,268,000円であった。このうち人件費	ۇ 16, 933,	892	
	円、事業費 5,335,000 円の金額について、県に対して、具体	的な内容	確認、	
	原始証憑との整合性の確認、人件費については賃金台帳との整合性の確認等			
	を質問したところ、提出された書類の内容確認は行っているが、原始証憑や			
	賃金台帳等との整合性確認までは実施していないとのことで	あった。		
指摘事	補助金は実施された事業の実績に基づき交付されるもので	あり、支	出額に	
項、も	ついて具体的な確認等を実施していない場合は、補助金額の	正確性に	疑念が	
しくは	生じかねない。			
意見	よって、県は、本補助金に係る支出額の確認の強化を図る	必要があ	る。具	
	体的には、支出額のうち重要な科目について、具体的な内容	を詳細に	把握す	
	る、原始証憑との整合性を確かめる等が考えられる。			

項目	【意見 15】株式会社日本政策金融公庫融資に係る知事の推	本編	P47	
	薦事務委託に係る支出額の確認の強化について			
現状	株式会社日本政策金融公庫融資に係る知事の推薦事務委託	は、業務	委託契	
	約書第10条に「実績報告書について審査」を行い「委託料の額を確定」する			
	旨、及び同契約書第 12 条に「第 10 条に基づく確定額」に応じて過払金を返			
	還する旨の規定があり、委託料の確定額に係る検査が重要であると考えられ			
	る。令和4年度の実績では、契約額及び委託料の確定額は90	07,899 円	であ	
	る。			

	本事業に係る確定額に係る検査方法について質問したところ、提出された 書類の内容確認は行っているが、原始証憑や賃金台帳等との整合性確認まで は実施していないとのことであった。
指摘事	前述のとおり、委託料の確定額に係る検査が重要であり、支出額について
項、も	具体的な確認等を実施していない場合は、委託料の確定額の正確性に疑念が
しくは	生じかねない。
意見	よって、県は、特に、本事業のように委託料に係る過払金の返還があるよ
	うな場合は、委託料の確定のため、支出額の確認の強化を図る必要がある。
	具体的には、支出額のうち重要な科目について、具体的な内容を詳細に把
	握する、原始証憑との整合性を確かめる等が考えられる。

項目	【意見 16】監事監査の有効性について	本編	P47	
現状	生活衛生営業指導センターでは、決算及び会計業務の相談	について	、特定	
	の税理士事務所に会計顧問業務を委託している。しかし、当該税理士事務所			
	の代表者は生活衛生営業指導センターの監事も兼ねている。			
	すなわち、会計顧問業務の実施者と監事が同一である。			
指摘事	この場合、監事は自身が助言した決算書に対して監査を行	うことと	なり、	
項、も	事実上、自己監査となってしまう可能性を否定できず、監査の有効性に疑念			
しくは	が生じかねない。			
意見	よって、生活衛生営業指導センターは、監事監査の有効性	を強化す	るた	
	め、会計顧問業務の受託者と監事を明確に分けることが望ま	しいと考	える。	

項目	【意見 17】福岡県生活衛生営業振興事業補助金に係る支出	本編	P48		
	内容の妥当性について				
現状	福岡県生活衛生営業振興事業補助金は、生活衛生営業指導	センター	を介し		
	て各生活衛生同業組合に対して助成が行われる間接補助の性	質を有し	てい		
	る。				
	生活衛生営業指導センターを介して各生活衛生同業組合に対して行った助				
	成について、実績に係る資料を閲覧したところ、次のとおりの支出が計上さ				
	れていた。				

<生活衛生同業組合に対する!	助成の対象となる支出>		(単位:千円)	
生活衛生同業組合名称	支出内容	金額	摘要	
福岡県クリーニング生活衛	不織布マスク	550	25 円×20,000 枚×	
生同業組合		990	1. 10	
福岡県旅館ホテル生活衛生	宿泊代	314	北九州市地区19名	
同業組合	18 (01)	314	福岡地区 22 名	
川未阻口	食糧費	507		

生活衛生営業指導センターに対し、上記2万枚のマスクの配布及び使用状 況を確認しているか質問したところ、そこまでは確認していないとのことで ある。また、同様に、上記に計上されている宿泊代と食糧費について、助成 の支出対象として妥当なのか質問したところ、ホテルにおけるマナー等を研 修で学ぶものであり問題ないと判断したとのことである。しかし、宿泊代と 食糧費がどのような場合に問題ないと判断されるか等を整理した助成に関す る規程等は策定されていない。

指摘事 項、も しくは 意見

本補助金は間接補助であり、1次的に補助を行う県からは最終的に助成を 受けた団体における資金の管理、事業の実施状況が把握し辛い。また、上記 のとおり、生活衛生営業指導センターでは、不織布マスクの使用状況は把握 されておらず、さらに宿泊代と食糧費の支出についての助成に関する規程等 は策定されていないことから、助成内容の有効性や妥当性の把握が不十分で あると考える。

よって、生活衛生営業指導センターは、助成の対象となる支出内容につい て内容把握を強化するとともに、宿泊代や食糧費等の支出に留意した助成に 関する規程等を策定することが望ましいと考える。

項目	【意見 18】パソコン購入に係る資産計上について	本編	P48	
現状	令和4年度における物品等の購入実績を把握したところ、令和5年2月に			
	パソコン1台が購入されている。ただし、当該パソコンにつ	いては備	品台帳	
	には計上されていない。			
	この件について生活衛生営業指導センターへ質問したとこ	ろ、実質	的に	
	は、当該パソコンは公益財団法人全国生活衛生営業指導セン	ターで購	入され	
	たものであり、生活衛生営業指導センターは譲渡を受けたも	のである。	、この	
	ため、当該パソコンについては、特段の会計処理はしておら	ず、備品・	台帳に	
	も計上していないとのことである。また、譲渡に関する書類	は特段無	いとの	

	ことである。
指摘事	生活衛生営業指導センターで購入していない場合であっても、現状の所有
項、も	権は同センターにある以上、パソコンに関する管理は必要である。
しくは	よって、生活衛生営業指導センターは、当該パソコンについて資産計上に
意見	係る会計処理を行うとともに、備品台帳に計上し、現物管理も行うことが望
	ましいと考える。

(5) 社会福祉法人福岡県厚生事業団

項目	【意見19】中期経営計画に考慮すべき事項について	本編	P54	
現状	当社会福祉法人は、平成18年4月1日から福岡県と福岡県障がい者リハビ			
	リテーションセンター管理業務に関して、指定管理者協定を締結し、現状で			
	は第5期(令和3年4月1日から5年間)の協定が進行中である。各年度の			
	委託料は、平均すると毎年約5,000万円である。令和2年度	から令和	4年度	
	まで事業活動内訳表を閲覧したが、毎年約5,000万円~6,000万円の指定管			
	理料が収入の一部として計上されており、結果として法人全体では数百万円			
	単位での増減差額(黒字、赤字)を計上している。この管理業務料を受けて			
	法人全体での収支は何とか均衡に近い状態に保てていると考えられる。			
指摘事	指定管理者制度は公募を原則としており、将来においても	指定管理	者協定	
項、も	を締結できるとは限らないため、締結できない可能性も考慮して将来の中期			
しくは	経営計画等も考えていくのが望ましいと考える。			
意見				

項目	【意見 20】徴収不能引当金の財務諸表上の表示と規程の相	本編	P55	
	違について			
現状	当社会福祉法人では、令和2年度(令和3年3月期)から	、事業未	収金に	
	関して、回収が困難である債権に関して、徴収不能引当金を	計上する	方針と	
	なった。その際に、経理規程には、「前項に規定する徴収不能引当金の金額			
	は、これを該当する金銭債権の金額から直接控除し、当該徴	収不能引	当金の	
	金額を注記する。」と記載されている。しかし、財務諸表上に	は、債権額	質は全額	
	計上し、かつ、徴収不能引当金をマイナス計上するというい	わゆる間	接控除	
	方式をとっている。			

指摘	事
項、	£
しく	は
意	見

当法人では財務諸表注記に沿った経理規程に修正を行っているとのことであるが、基本的には、財務諸表の表示は、経理規程に従うべきであると考える。

(6) 公益財団法人福岡県リサイクル総合研究事業化センター

項目	【意見 21】中期経営計画に係る運営指導について	本編	P60		
現状	県は、指導要綱第6条第4項において、中期経営計画の作成について公社				
	等外郭団体に運営指導を行うこととしている。県に対して、リサイクル総合				
	研究事業化センターが策定した中期経営計画の提出を依頼したところ、中期				
	経営目標シートの提出を受けた。この中期経営目標シートは、公社等外郭団				
	体の経営評価シートと様式が類似しており、「改善に向けた取り組みの方向				
	性」「改善目標としての指標」等の様式は、経営評価シートと	一同一とな	さってい		
	る。				
	このため、リサイクル総合研究事業化センターに対して、中期経営計画に				
	ついて質問したところ、中期経営目標シート以外に独自で定めた中期経営計				
	画は無く、また、中期経営目標シートについては、理事会で	審議の上	決定し		
	ているものではない、とのことである。				
指摘事	一般的に、中期経営計画とは、団体が経営方針等を定め、	中期的に	目指す		
項、も	達成すべき目標、その目標のために取り組むべき実施事項等	を記載し	た重要		
しくは	な計画である。このため、団体の最高意思決定機関で中期経	営計画の	内容を		
意見	審議し決定することは言うまでもない。				
	よって、県は、中期経営計画の策定について、団体の最高	意思決定	機関で		
	ある理事会の審議を経ること等の策定方法について運営指導	を強化す	ること		
	が望ましいと考える。				

項目	【意見22】事業別収支の把握について	本編	P61
現状	リサイクル総合研究事業化センターは、研究開発事業等様	々な事業	を実施
	している。		
	当該事業の実施に係る財源の多くは県からの委託料である。	。令和4	年度に
	おいては、県はリサイクル総合研究事業化センターと2件の	委託契約	を締結

している。県が支出した委託料の概要は次のとおりである。

<令和4年度における委託料の概要>

(単位:千円)

No	契約名称	当初契約額	精算額
1	令和4年度福岡県リサイクル総合研究事 業化センター業務委託契約	142, 799	128, 671
2	令和4年度プラスチック再資源化促進業 務	13, 323	13, 196

県に対して、令和4年度の経営状況において、リサイクル総合研究事業化センターが行っている各事業における勘定科目毎の収支状況、すなわち各事業で人件費や委託料等の各勘定科目別の支出がどの程度発生しているかについて質問したところ、当該事業別の収支は把握していないとのことであった。

リサイクル総合研究事業化センターは様々な事業を実施しており、その内容は経営状況報告等に記載されている。しかし、事業毎の収支状況は経営状況報告等には記載されておらず、また、県は事業毎の詳細な収支状況の把握をリサイクル総合研究事業化センターに求めていない。

このため、特定の事業のコストが過剰に生じていないかといった事業別収 支の観点からの問題点の把握はされていなかった。

指摘事項、しくは意見

県は、リサイクル総合研究事業化センターに対して事業別の収支の報告を求め、事業報告の内容と照らし合わせることにより、事業別収支の観点から問題等が生じていないか検討することが望ましいと考える。

【意見 23】リサイクル総合研究事業化センターの実証試験 項目 本編 P62 地について リサイクル総合研究事業化センターは、北九州エコタウン実証研究エリア 現状 内にある県有地を管理している。リサイクル総合研究事業化センターの研究 会、共同研究プロジェクトに採択された研究テーマは、当該土地を実証試験 地として無償で使用できることとされている。 < リサイクル総合研究事業化センターの実証試験地の概況> (単位:千円) 所在 地目 面積 北九州市若松区向洋町 10 番 26 雑種地 4, 502 m²

> リサイクル総合研究事業化センターへ、当該土地の活用状況について質問 したところ、数年間は活用していないとのことである。

指摘事	当該土地の未利用が継続している状況に鑑み、当該土地を実証試験地とし
項、も	て保有するに、有効活用できないか否か等の検討を行うことが望ましいと考
しくは	える。
意見	

項目	【意見 24】プラスチック再資源化促進業務における仕様書 本編 P63				
	について				
現状	県は、リサイクル総合研究事業化センターに対してプラスチック再資源化				
	促進業務を特命随意契約により委託している。				
	当該業務の県予算額は18,985 千円に対して、リサイクル総合研究事業化セ				
	ンターからの見積額及び契約額は18,871千円であり、金額が近似している。				
	リサイクル総合研究事業化センターは、仕様書の内容に基づき見積額を積				
	算したと考えられるが、仕様書の業務内容は簡素な指示事項で、見積額の積				
	算に必要と考えられる詳細かつ具体的な実施事項(プラスチック再資源化促				
	進業務関係者会議における謝金及び旅費の単価、実証実験の具体的な回数や				
	内容等)は不明瞭である。以上から、契約時点において、事業者による具体				
	的な積算が実施され、適切な金額で契約されているのか契約額決定のプロセ				
	スが不明瞭である。				
指摘事	特命随意契約は、競争性が働かない業者の選定方法であることから、契約				
項、も	額の妥当性、経済性等には特に留意が必要である。				
しくは	このため、県は、本業務委託については、プラスチック再資源化促進業務				
意見	の実施に係る具体的な内容を仕様書に記載した上で、リサイクル総合研究事				
	業化センターへ見積書の作成を依頼すべきである。また、リサイクル総合研				
	究事業化センターから提出のあった見積書の内容について金額の妥当性等を				
	検討した上で、契約手続きを実施すべきである。				

項目	【意見 25】プラスチック再資源化促進業務に係る再委託に	本編	P64
	係る慎重な検討について		
現状	プラスチック再資源化促進業務の業務委託契約書には再委託に関して次の		
	とおり規定されている。		

(再委託等の禁止)

第4条 受託者は、委託業務の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、一部の処理を第三者に委託することについてあらかじめ委託者の書面による承認を得た場合は、この限りではない。

リサイクル総合研究事業化センターは同業務の実施に当たり、外部の事業 者へ業務を再委託している。再委託の状況は次のとおりである。

<プラスチック再資源化促進業務における再委託の状況> (単位:千円)

区分	総額	再委託額	再委託割合
見積書徴収時点における再委託の 状況	18, 871	15, 842	83.9%
業務終了時点における再委託の状 況	13, 196	8, 520	64.6%

県は、再委託に関して書面で承認を行っている。しかし、業務委託契約書で認めているのは業務の一部を第三者へ委託することである。上表のとおり、見積書を徴収した時点では8割を超える金額が再委託で予定されており、業務の一部と言えるのかが問題である。

この点、県に対して再委託の割合及び金額について、契約書で認められる 業務の一部に該当し、問題ないことを検討しているか質問したところ、具体 的な検討や整理を行ったわけではないとのことである。

業務の全部や大半が再委託となった場合、適切に業務が実施されるのかといった品質の確保に問題が生じかねない。

指摘事項、しては、意見

県は、外部への再委託に当たり、その割合及び金額が大きくなる場合には、業務の一部の処理に係る再委託であるか慎重に検討するとともに、検討した結果を文書として保存することが望ましいと考える。

項目	【意見 26】プラスチック再資源化促進業務に係る支出額の	本編	P65
	検査方法の体制構築について		
現状	プラスチック再資源化促進業務は、業務委託契約約款第 14	条に業務	秀委託費
	の精算の規定があるため、委託料の確定額に係る検査が重要であると考えら		
	れる。令和4年度の実績では、当初契約額は18,871,000円、	委託料の	確定額
	は 13, 195, 510 円である。		
	本事業に係る確定額に係る検査方法について質問したとこ	ろ、各金	額の根

	拠資料まで確認しているとのことである。しかし、資料を閲覧する限り、ど
	の程度の資料まで遡って確認したのか、例えば、賃金台帳や領収書等をどの
	程度確認したのか、確認した内容までは把握できなかった。
	前述のとおり、委託料の確定額に係る検査が重要であるため、具体的に確
	認した内容等が把握できない場合は、委託料の確定額の正確性に疑念が生じ
	かねない。
指摘事	県は、特に、本事業のように業務委託費の精算があるような場合は、委託
項、も	料の確定のため、支出額の検査方法の体制構築を図ることが望ましい。
しくは	具体的には、支出額の確認方法について、重要な科目については原始証憑
意見	との整合性を確かめる等を記載したチェックシート等を作成した上で、検査
	実施することが考えられる。

項目	【意見 27】福岡県リサイクル総合研究事業化センター業務	本編	P65	
	に係る支出額の検査方法の体制構築について			
現状	福岡県リサイクル総合研究事業化センター業務は、業務委	託契約約	款第 15	
	条に業務委託費の精算の規定があるため、委託料の確定額に係る検査が重要			
	であると考えられる。令和4年度の実績では、当初契約額は151,078,000			
	円、委託料の確定額は128,670,810円である。			
	本事業に係る確定額に係る検査方法について質問したところ、各金額の根			
	拠資料まで確認しているとのことである。しかし、資料を閲覧する限り、ど			
	の程度の資料まで遡って確認したのか、例えば、賃金台帳や領収書等をどの			
	程度確認したのか、確認した内容までは把握できなかった。			
	前述のとおり、委託料の確定額に係る検査が重要であるため、具体的に確			
	認した内容等が把握できない場合は、委託料の確定額の正確性に疑念が生じ			
	かねない。			
指摘事	県は、特に、本事業のように業務委託費の精算があるような場合は、委託			
項、も	料の確定のため、支出額の検査方法の体制構築を図ることが望ましい。			
しくは	具体的には、支出額の確認方法について、重要な科目については原始証憑			
意見	との整合性を確かめる等を記載したチェックシート等を作成した上で、検査			
	実施することが考えられる。			

項目	【意見28】固定資産の管理体制の強化について	本編	P66	
現状	リサイクル総合研究事業化センターでは、同センターが管理及び保有する			
	備品等について、年に1度、定期的に現物確認を行っている。	。現物確	認の方	
	法は、備品等の種類によって、同センターの職員が確認する	場合と研	究会が	
	確認する場合があるとのことである。			
	このため、令和4年度及び令和5年度に実施された備品等	の確認結	果が分	
	かる書類の閲覧を依頼したところ、確認結果に関する書類は特段保管されて			
	いなかった。			
指摘事	現物確認の確認書類が保管されていない場合、実施者、実	施時期、	実施方	
項、も	法、実施結果等について内容を把握できず、適切な現物確認	が実施さ	れたの	
しくは	か不明瞭となる。			
意見	よって、リサイクル総合研究事業化センターは、備品等の	現物確認	を実施	
	した場合は、実施者、実施時期、実施方法、実施結果等を記	載した文	書を保	
	存することが望ましいと考える。			

(7) 公益財団法人福岡県産業・科学技術振興財団

項目	【意見 29】消費税精算の会計処理について	本編	P70	
現状	当財団では、以前より、消費税の中間支払いを行った際に「前払金」に計			
	上している。また、期末には、中間払分も含めて「未払金」	に計上し	てい	
	る。しかし、令和4年度(令和5年3月期)は、精算処理が行われておら			
	ず、中間で支払った消費税の金額が、「前払金」および「未払金」に同額、過			
	大に計上されている。			
指摘事 資産と負債が同額過大計上されている状態であり、損益等に影				
項、も しくは	い。しかし、決算期末には、失念しないように精算処理を行	うのが望	ましい	
意見	と考える。			

項目	【意見30】消費税計上の科目の統一について	本編	P71
現状	当財団では、消費税を計上する際に、費用項目である租税 いる部門(実証センター等)と売上のマイナスとしている部 等)が混在している。		
	4) while 0 (1.3°		

指摘事	混在している理由は、部門の会計上、科目が設定されていないからとの理
項、も	由である。基本的には、租税公課で統一するのが望ましいと考える。
しくは	
意見	

項目	【意見 31】消費税計上に係る過年度損益修正について 本編 P71				
現状	当財団では、部門数が多く、消費税の算定に時間を要するため、概算によ				
	り消費税計算を行っており、翌期に算出が確定してから、前期の未払計上額				
	と翌期の確定額との差額を過年度修正損益で処理している。				
指摘事	原則的には、その期で確定すべきであるが、状況的に困難であれば、やむ				
項、も	を得ないことも考えられる。ただし、毎年度、数百万円の差額が生じてお				
しくは	り、特に令和3年3月決算期には、1,200万円もの差額が発生しており、翌				
意見	年度の損益に影響を与える過年度損益修正の金額としては大きいものと考え				
	る。できる限り、差額を生じさせないように検討することが望ましいと考え				
	る				

(8)公益財団法人水素エネルギー製品研究試験センター

項目	【意見 32】派遣職員に係る人選について 本編 P77		
現状	令和5年4月11日現在、役員4名(うち非常勤役員2名)、職員24名とい		
	う体制である。		
	常勤役員である理事長兼センター長兼事務局長、理事兼副センター長は民		
	間企業で経験を積んだのちに当団体に入社している。非常勤役員について		
	は、福岡県職員が任命されており報酬は無報酬である。		
	令和3年3月25日に、当団体と県が締結した「公益財団法人水素エネルギ		
	ー製品研究試験センターへ派遣する派遣職員に関する取決め書」に基づき、		
	県は、令和3年4月1日から令和6年3月31日まで福岡県から職員を派遣さ	Ž	
	せていた。しかし、当団体と県は、令和4年8月25日に「公益財団法人水素	善	
	エネルギー製品研究試験センターへ派遣する派遣職員の変更に関する取決め		
	書」を改めて締結しており、派遣期間を令和3年4月1日から令和4年8月		
	31 日までと期間短縮の変更を行ったことにより、現在は福岡県からの派遣職	È	
	員の受け入れは行われていない。		

	県職員の派遣については、財団が策定し県が承認している財団の中期経営			
	計画(計画期間R4~R8年度)」にて、適正な職員配置による効率的な組織			
	運営を目的に、県派遣職員を計画期間中に0人にすることを目標としてお			
	り、経営計画との整合性の観点から、現時点では県職員派遣再開の予定は無			
	いとのことである。			
指摘事	財団ガバナンスの確保については、今後、財団内で新たな事務局長を選任			
項、も	し、理事長と事務局長の兼任を解除することでガバナンスの確保を図るよ			
しくは	う、必要に応じて財団に働きかけていくとのことであるが、できるだけ早			
意見	く、事務局長の適正な人選を支援してすすめていくことが望ましいと考え			
	る。			

項目	【意見33】監事体制の強化について	本編	P78		
現状	当団体は公益財団法人会計に準拠して事業報告を作成しており、次の財務				
	諸表等を作成している。				
	1. 事業報告				
	2. 貸借対照表				
	3. 正味財産増減計算書				
	4. 正味財産増減内訳表				
	5. 附属明細書				
	6. 財産目録				
	収益、負債等の基準が会計監査人設置基準を満たしていないことより、会				
	計監査人は設置されていない。また、定款第10条により事業報告について				
	は、監事が監査することになっており公認会計士の資格を持つ非常勤の監事				
	が監査を実施担当している。				
	監事は、会計監査のほか定款第27条において理事の職務の	つ執行を監	査する		
	ことも要求されている。会計監査人の設置義務がないことに	より非常	勤監事		
	1名に会計監査と業務監査を担当させることについて時間的	に制約が	あると		
	思われる。				
指摘事	令和4年度の7回の理事会のうち監事の出席が4回となっていることを考				
項、も	慮するとともに、定款第24条においてもでは監事は2名以内と規定されてい				
しくは	ることからも、当法人は、監事を2名に増員して監査体制を	充実させ	ること		
意見	が望ましいと考える。				

(9) 公益財団法人福岡県農業振興推進機構

項目	【意見34】未収入金の貸倒れリスクへの対応について	本編	P83		
現状	農地中間管理事業で、現在未収入金の管理を適切に行われており、現状で				
	1年超の未回収案件は発生していないが、令和7年4月以降、農業経営基盤				
	強化促進法改正で、農地の賃借貸借をすべて機構で管理する必要があり、取				
	引量が増加し、未収入金が増加することで貸倒れのリスクが非常に高くなる				
	ことが予想されている。				
指摘事	現在、福岡県農業振興推進機構が中心に九州各県の同機構	とともに	、国に		
項、も	対して、未収入金の貸倒れが発生した場合その対応目的の基金	金を設立	しても		
しくは	らえるよう進言をしている状況と伺っている。国の動向を踏っ	まえ、必	要に応		
意見	じて未回収リスクを低減するための施策パターンを検討する。	ことが望	ましい		
	と考える。				

(10) 公益財団法人福岡県水源の森基金

項目	【指摘事項4】	決裁手続きについて	本編	P87	
現状	業務プロセス	について取引の開始、承認、記録、処理、報告という流れが			
	一般的であるが、決裁書を閲覧した結果、記録に関して、形式的な不備があ				
	るものが次の5	るものが次の5件あった。			
	件名	公益財団法人福岡県水源の森基金 令和4年度第3回理事 会の開催について			
	文書番号	4福水基 121 号			
	I	決裁日、施行日の記載無し			
	П	後閲予定者の押印無し			
	件名	令和4年度定時評議員会の運営について			
	文書番号	4福水基 号			
	I	文書番号の記載なし			
	П	起案日、決裁日、施行日の記載無し			
	Ш	照合者、施行者の押印無し			
	IV	後閲予定者の押印無し			

	件名	公益財団法人福岡県水源の森基金 令和4年度第3回理 事会の資料について
	文書番号	4 福水基 133 号
	I	決裁日、施行日の記載無し
	件名	評議員及び理事を選任する評議員会に係る御同意につい
	1十2日	て
	文書番号	4 福水基 164 号
	I	決裁日、施行日の記載無し
	П	照合者、施行者の記載無し
	件名	令和4年度第4回理事会議事録について
	文書番号	4 福水基 165 号
	I	決裁日、施行日の記載無し
	П	照合者、施行者の押印無し
指摘事	日付の記載が	ぶないものは、適正に決裁手続きが実施されたかどうかの確認
項、も	が取れないため)、事後決裁や検討不十分の可能性もあり、また、責任の所在
しくは	が曖昧になる。	
意見	今後は、事務	5処理の適正及び権限と責任の明確化をより一層図るため、決
	裁に関して、決	·裁過程の日付を確実に記載すべきである。

項目	【意見35】固定資産の現物照合について	本編	P88	
現状	固定資産に関しては、本社と森林の担い手対策事業で使用している固定資			
	産については研修実施会場である農林業総合試験場資源活用	研究セン	ター	
	(久留米市山本町) にて保管管理されている。固定資産の管	理台帳と	して、	
	固定資産台帳は作成、記録されていたが、固定資産の実地棚卸の証跡が確認			
	できなかった。			
	固定資産を購入した際や固定資産を売却又は除却した際に	適時に固	定資産	
	台帳に反映させることも重要だが、期中に起きた固定資産の	増減の固	定資産	
	台帳への反映漏れを発見し修正するために、固定資産の実地	棚卸を定	期的に	
	実施すべきである。その際、農林業総合試験場資源活用研究	センター	にて保	
	管管理している固定資産についても、本社同様に実地棚卸を	すべきで	ある。	

指摘事 項、も しくは 実施した記録として、固定資産の管理台帳と現物を照合した書類に、実地棚卸対象日(3月31日)、実施日、実施者、承認者を記載するのが望ましいと考える。

意見

なお、令和4年度に計上されている固定資産に関しては、現地調査時点に おいて、農林業総合試験場資源活用研究センターにて保管管理している固定 資産を含め、全て実在していることを確認している。

また、実地棚卸実施時に、固定資産台帳と貸借対照表上の固定資産が一致していることも確認するのが望ましいと考える。

項目	【意見 36】会計方針(棚卸資産の評価基準および評価方	本編	P89		
	法) について				
現状	当法人の保有する棚卸資産は、緑の募金の資材として活用する貯蔵品であ				
	り、財務諸表の注記表の「(4)棚卸資産の評価基準及び評価方法」箇所は、				
	少なくとも平成23年度の財務諸表に対する注記から令和4年	E度まで、	個別原		
	価法を採用していることが記載されている。				
	個別法とは、取得原価の異なる棚卸資産を区別して記録し	、その個	々の実		
	際原価によって期末棚卸資産の価額を算定する方法である。	貯蔵品で	ある		
	QUO カードの管理については、出納表(受け払い管理表)を何	作成し、多	受入枚		
	数(購入枚数)と払出枚数、残(在庫枚数)を記載している。購入時に事業				
	費 消耗品費として処理し、期末時点の残(在庫枚数)に券面額 500 円を掛				
	けた金額を消耗品費勘定から貯蔵品勘定に振替処理をしてい	るため、	注記表		
	にある個別法による評価になっていない。また、QUO カードのような同質性				
	が高い品目の評価方法に個別法は適していない。現在の在庫	管理方法	及び評		
	価方法と整合しているのは、平均原価法であると思われる。				
指摘事	品目の性質と管理の実態に合った評価基準及び評価方法を採用するのが望				
項、も	ましいと考える。				
しくは					
意見					

項目	【意見37】貯蔵品の計上について	本編	P91		
現状	現在、図書カードおよび QUO カードのうち、期末時点で未使用のものにつ				
	いては、額面金額 500 円に在庫枚数を掛けた金額を消耗品費勘定から貯蔵品				
	勘定に振替処理をしている。				
	QUO カードの購入に関しては、発注の都度、QUO カードの差	辞面へのう	デザイン		
	印刷代が発生しているが、当該印刷代については、事業費 需用費として処				
	理されており、期末枚数に対応する印刷代は貯蔵品勘定に振替処理がなされ				
	ていなかった。				
指摘事	翌期以降の費用については、期間損益の正確性の観点から	、デザイ	ン印刷		
項、も	代も貯蔵品に振り替えるのが望ましい。				
しくは	令和4年度は、QUOカード3,000枚に対し、印刷代379,40	o 円、QUO	カード		
意見	4,000 枚に対し、印刷代 482,400 円が発生している。このうち	ち、QUO ス	 フード		
	6,375枚が期末在庫として貯蔵品勘定に振替処理されている。				
	棚卸資産の評価方法として、総平均法を前提とすると、印	刷代のう	ち、		
	(379,400円+482,400円) ÷ (3,000枚+4,000枚) ×6,37	5 枚=784	, 853 円		
	を貯蔵品勘定に振り替えるのが望ましいと考える。				

(11) 公益財団法人福岡県下水道管理センター

項目	【意見38】決算書類の開示時期について	本編	P100		
現状	令和4年度の決算書類公開が令和5年9月8日に行われている。当財団				
	は、6月下旬に評議員会の承認を得ているため、7月上旬か	ら中旬ま	でには		
	開示することで素早い情報公開を行うことが望ましい。				
指摘事	実際に、監査対象とした他の団体の公表時期について、県	に確認し	たとこ		
項、も	ろ、各機関で承認されてから、早い団体では数日、遅くとも	1ヶ月以	内には		
しくは	情報公開していた。そのため、当財団も同様に早期の情報公開を行うことが				
意見	望ましいと考える。				

項目	【意見39】満期保有目的の有価証券の注記表における時価	本編	P100
	表示について		

現状	財務諸表の注記において、満期保有有価証券の注記において、時価を記載 すべき箇所に各債券の額面が記載されている。
指摘事	注記表においては、満期保有有価証券の時価を把握しその時価を表示する
項、も	のが望ましいと考える。
しくは	
意見	

(12) 福岡県住宅供給公社

項目	【意見 40】監事監査の重要性について	本編	P104
現状	福岡県住宅供給公社定款によれば、(役員の職務及び権限)	第7条第	第4項に
	おいて、「監事はこの地方公社の業務を監査する。」と規定さ	れている。	。ま
	た、(財務諸表及び業務報告書) 第27条 第1項において、	「この地力	7公社
	は、毎事業年度、前事業年度の決算完結後すみやかに財務諸	表を作成	し、監
	事の監査を経て福岡県知事に提出する。」。第2項において、	「この地力	7公社
	は、前項の規定により財務諸表を提出するときは、これに、	建設省令	で定め
	る事項を記載した当該事業年度の業務報告書を添付し、並び	に財務諸	表及び
	業務報告書に関する監事の意見をつける。」と規定されている	5.	
	令和4年度末において、当公社は、資産総額565億9,200	万円、負	債総額
	334 億 2,000 万円、事業収入 775 億 8,000 万円、事業利益 5 亿	意 5,000 万	万円、
	経常利益 5 億 3,800 万円、当期純利益 8 億 6,300 万円の規模	である。	
	地方住宅供給公社法においては、この規模の公社であって	も法律上	は会計
	監査人の選任を規定しておらず、会計監査については監事が	担当する	ことに
	なっている。		
	実際に、当公社は、監査法人との委嘱契約に基づき、期中	に4日間	、期末
	に3日間、3名の公認会計士による調査、指導、相談対応が	行われて	おり、
	ここに監事1名が同席しているが、調査報告書の位置づけが	、監事監	査の補
	助的な役割によるものか、監査に準じて行われているのかが	明確では	ない。
	例えば、規模の大きな東京都住宅供給公社、神奈川県住宅	供給公社	、大阪
	府住宅供給公社及び愛知県住宅供給公社においては監査法人	と監査契	約を締
	結し、それぞれ「独立監査人の監査報告書」を入手している	。上記の	4公社
	の監査契約は監査報告書に監査の根拠が記載されていないこ	とより任	意監査
	で監査契約をされていると推察される。		

指摘事 当公社においては、既に監査法人と委嘱契約を締結しており、継続的に調 項、も 査が実施されているので、監事監査の補助業務としての契約か任意監査契約 しくは に変更して、委嘱契約の位置付けを明確にされることが望ましいと考える。 意見

項目	【意見 41】評議員会運営について	本編	P105
現状	令和4年11月29日(火)に開催された、令和4年度第一	回評議員	会議事
	録によれば、評議員14名に対して出席した評議員が6名、作	代理出席が	52名、
	欠席した評議員が6名となっている。		
	評議員の代理出席は本来認められるものではなく、第 20 名	条第3項に	示され
	た評議員会開催の要件である評議員の過半数の出席は満たさ	れていな	いと考
	える。		
	定款第 18 条(評議員の委嘱)に際して、「評議員は、学識	経験者の	うちか
	ら理事長が委嘱する。」とあることから、個人的な能力や資質	質に着目し	て委嘱
	を受けたものであり、代理権行使は認められていないものと	考える。	よって
	代理出席者2名については評議員会の出席義務者ではないと	考えられ	評議員
	会の開催の要件を満たしていなかったことになると考える。		
指摘事	評議員会は理事長が招集することになっており、実際には	事務局が	綿密に
項、も	日程の調整をおこない、評議員本人が過半数以上確実に出席	できる日	に評議
しくは	員会を開催していると思われる。		
意見	現地参加での調整がつかない場合には、評議員全員が議論	に参加で	きる環
	境が整うのであれば Web によるオンライン開催や、現地参加	とWebで	のハイ
	ブリッド開催により評議員会を開催すべきであると考える。		

項目	【意見 42】評議員会における諮問事項と開催状況について	本編	P105
現状	令和4年度は、前年(令和3年度)に公社を被監査主体と	した福岡	県包括
	外部監査が行われていたことから、令和4年11月29日(火)	にその	結果に
	ついて審議事項として評議員会が開催されている。		
	平成30年度、令和2年度、令和4年度と、2年に1回開催	≧されてレ	いるが、
	令和元年度及び令和3年度には審議事項がなかったとのこと	で評議員	会は開
	催されていない。令和5年度も現時点では評議員会は開催されていない。令和5年度も現時点では評議員会は開催され	れていな	い。
	評議員会は、地方住宅供給公社法等の法律で定められた機	関ではな	く、定
	款第17条において、第1項に、「この地方公社の適正な運営	を図るた	め、評

議員会を置く」とされ、同条第2項に「理事長がこの地方公社の運営上重要と認める事項について諮問に応じ、審議するものとする。」として設置された機関である。

ただ、諮問事項について明確に列挙されておらず、あくまでも「理事長がこの地方公社の運営上重要と認める事項」に限られている。よって令和3年度の包括外部監査の報告のみを運営上重要と認める事項として判断し、それ以外の事項については特に諮問事項と判断していないこと等によりここ数年、2年に1回の開催となっているものと思われる。

指摘事 項、も しくは

意見

理事会の議決事項として第16条に列挙されている事項で少なくとも次の事項については、評議員会の諮問事項とすることにより、評議員会を有効に活用することが望ましいと考える。

- (1) 定款又は業務方法書の変更
- (2) 基本財産たる財産の変更
- (3) 毎年度の予定貸借対照表、予定損益計算書及び決算
- (4) 地方住宅供給公社法(昭和40年法律第124号)に基づき福岡県知事に提出する事業計画、資金計画、財務諸表及び業務報告書

(13) 公益財団法人福岡県教育文化奨学財団

項目	【意見43】高等学校奨学金(在学募集)の広報について	本編	P114
現状	高等学校奨学金の募集(概略)に関して、予約募集と在学	募集には	、経済
	的な資格に差異がある。それぞれの募集案内には、それぞれの	の経済的	な資格
	条件が記載してあるが、両者が異なる旨の記載はない。その	ため両者	の選考
	基準の差異に気付かず、予約募集の選考に漏れたものは、在	学募集で	選考さ
	れることはないと考えるのではなかろうか。その結果、在学	募集に応	募しな
	いことが考えられる。		
指摘事	したがって、このような誤解を生じさせぬよう、特に予約	募集の案	内に
項、も	は、予約募集で選考されなくとも在学募集では選考される可能	能性があ	る旨を
しくは	わかりやすく広報するのが望ましいと考える。		
意見			

項目	【指摘事項5】会計監査人の登記について	本編	P114
現状	会計監査人の変更手続きについて、評議員会における会計	監査人の	選解任
	の手続きを経て、登記の書き換えを行うべきところを、書き	換え手続	きが適
	切に行われていなかった。		
指摘事	登記は法人の存在を公的に証明するうえで重要なものであ	り、記載	内容に
項、も	変更が生じた場合、変更手続きに整合したものとすべきもの	である。	
しくは	ついては、漏れなく適切に手続きが行われるよう、関係機	関と調整	を図り
意見	ながら事務を遂行していただきたいと考える。		

項目	【意見44】会計監査人との監査契約について	本編	P115
現状	会計監査人との監査契約にあたり、会計監査人との監査契	約書を取	り交わ
	していなかった。		
指摘事	監査契約書は実務上取り交わすことが通例であり、かつ本	件が財団	の会計
項、も	規則但し書きで示す契約の性質又は目的により契約書の作成	が必要と	しない
しくは	事項には該当しないため、監査契約書を取り交わすべきであ	る。	
意見			

項目	【意見45】勘定科目の相違について	本編	P116
現状	会計監査人への監査報酬について、当財団は、役員報酬と	して処理	してい
	る。しかしながら、会計監査人は役員ではない。		
指摘事	諸謝金など管理費の適切な科目を使用するのが望ましいと	考える。	
項、も			
しくは			
意見			

項目	【意見 46】改正後の公益法人会計基準を適用していないこ	本編	P116
	とについて		
現状	現状では、令和2年5月15日に改正された「公益法人会計	基準」カ	議新の
	ものとなり、当会計基準を適用する必要がある。しかし、財	団は、改善	正前の
	会計基準を適用しており、次のような適合しない箇所が生じ	ている。	

(i) 財務諸表の名称について

正味財産増減計算書、貸借対照表、キャッシュ・フロー計算書を、正味 財産増減計算書総括表、貸借対照表総括表、キャッシュ・フロー計算書総 括表と表記している。平成16年改正基準においては、様式5-1貸借対照 表総括表、様式5-2正味財産増減計算書総括表の記載があるが、これらの 総括表は現在の「公益法人会計基準」の運用指針の(様式1-3)貸借対照 表内訳表、(様式2-3)正味財産増減計算書内訳表に近いものである。

(ii) 継続組織の前提に関する注記について

公益法人会計基準上、「継続組織の前提に関する注記」の記載が要求されている。しかしながら、当財団の注記は、「継続事業の前提に関する注記」と表記されている。この誤りが生じた原因は、公益法人会計基準が令和2年5月15日に「継続事業の前提に関する注記」から「継続組織の前提に関する注記」に改正された情報を得ることができなかったためであると推量される。

(iii) 重要な会計方針の注記について

当財団は、重要な会計方針の中で、「平成23年度から『公益法人会計基準』(平成20年4月11日、改正平成21年10月16日内閣府公益認定等委員会)を採用している。」としている。しかしながら、上記のように、公益法人会計基準は令和2年5月15日に改正されている。

指摘事 ほくは 意見

改正後の公益法人会計基準を採用するのが望ましいと考える。

項目	【意見47】共通に発生している経費等の配布について	本編	P116
現状	事業費、管理費で共通に発生している事項に関しては、本	来、各々	の使用
	等による発生状況を適切に把握し、事実に従った配賦計算が	必要とな	る。
	(i)減価償却費の配賦について		
	科学館所在固定資産の管理資料を閲覧したところ、館長	長室エアニ	コン、副
	館長室エアコン等の固定資産管理を行っている。福岡県青		2館館長
	は当財団の専務理事であり、副館長は当財団の事務局長で	であるため	う、減価
	償却費は事業費のみではなく、管理費としても計上するこ	とが望ま	ミしいと

	考える。現在は、金額的重要性が乏しいことから管理費としての計上は行
	っていないとのことである。
	(ii)事業費と管理費の配賦処理について
	上述の減価償却のほか、光熱水費、備品購入費についても事業費のみに
	計上し、管理費としての計上は行っていない。光熱水費については、科学
	館にて財団事務を行っていることから管理費としても計上することが望ま
	しい。また、備品購入費についても管理費として計上すべきものがあると
	考えられる。現在は、金額的重要性が乏しいことを不計上の理由としてい
	る。
指摘事	今後、金額的重要性が増した場合、事業費と管理費で按分すべき費用は
項、も	各々の部門に計上することが望ましいと考える。
しくは	
意見	

項目	【指摘事項6】本部における小口現金出納帳の記載につい	本篇	P117
	て		
現状	本部における小口現金の増減については、毎日、手書きで小口現金出納帳		
	の記入を行っている。しかしながら、事業年度末に一度、小口現金を普通預		
	金に預け入れる支出についての記載は行われていない。		
	そのため、小口現金出納帳には、当該入金取引が計上されておらず、小口		
	現金の手許残高と帳簿残高の照合も行われていないことになるため、以下の		
	小口現金取扱要領に反していることになる。		
	(小口現金の記帳及び照合)		
	第7条 出納責任者は、小口現金の受払を小口現金出納帳に記帳し、日々		
	の小口現金出納業務終了後、小口現金の手元有高と帳簿残高との照合をし		
	なければならない。		
指摘事	小口現金出納帳には、生じる取引について、漏れなく記載	し、手元	有高と
項、も	残高の照合も行う必要がある。		
しくは			
意見			

項目	【意見 48】福岡支所における固定資産管理について	本編	P117
現状	福岡支所でも台帳を備え、その保全状況及び異動について記載している。		
	しかしながら、固定資産の番号管理及び台帳と現物との照合は行っていな		
	٧٠°		
指摘事	台帳の正確性を担保するため、定期的に「固定資産台帳」	と現物と	の照合
項、も	を行うことが望ましいと考える。		
しくは			
意見			

項目	【意見49】本部における固定資産管理資料について	本編	P118
現状	(i) 本部における固定資産管理は、エクセルで行っている。科学館の管理		
	業務の執行に供する施設、設備及び備品は福岡県より貸与されるため、科学		
	館所在の財団所有固定資産の数はそれほど多くはない。		
	(ii)また同様の理由から、什器備品とリース資産の科目を明示することな		
	く同一の表で管理している。		
指摘事	(i) そのため現状は管理が容易であるものの、将来的には	番号管理	を行う
項、も	ことが望ましいと考える。		
しくは	(ii)こちらについては貸借対照表との一致確認作業の効率化のため、科目		
意見	を明示し、科目ごとの小計表示を行うことが望ましいと考え	る。	

項目	【意見 50】本部における貯蔵品の現物確認について	本編	P118	
現状	本部では、収入印紙は「収入印紙管理簿」で、切手は「郵便切手等出納整			
	理簿」で増減管理を行い、増減ごとの事務局長の承認を得ている。また、管			
	理簿(整理簿)と現物との確認を適宜行っていると伺っているが、管理簿上			
	その記載がなく、承認もない。			
指摘事	管理簿には実施作業をわかりやすく記載し、承認を得る必要があるので、			
項、も	管理簿の残高の箇所に承認印、承認日等を記載するのが望ましいと考える。			
しくは				
意見				
思兄				